

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	龍ヶ崎市 身体障害者手帳に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

龍ヶ崎市は、身体障害者手帳に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

当事務は茨城県知事より龍ヶ崎市長へ権限委譲されている事務であるため、番号法における利用特定個人情報記録した特定個人情報ファイルを保有する者として主務省令(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号))第2条の表で定める第三欄に掲げる者のうち、「都道府県知事」にも該当するもの。

評価実施機関名

龍ヶ崎市長

公表日

令和6年12月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	身体障害者手帳に関する事務	
②事務の概要	身体障害者手帳は、それを対象とする各種制度を利用する際に提示するものであり、対象者の市町村長が身体障害者福祉法に基づいて発行する。市においては、市民である対象者の方からの手帳交付申請を受け、身体障害者手帳を発行し、対象者の方へ手帳交付を行う。特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、以下の事務で取り扱う。 ①身体障害者手帳の交付の申請の受理、事実についての審査、申請に対する応答 ②身体障害者手帳の返還 ③身体障害者手帳交付台帳の整備 ④氏名、居住地を変更したときの届出の受理、事実についての審査、応答 ⑤身体障害者手帳の再交付	
③システムの名称	障がい福祉システム、中間サーバー	
2. 特定個人情報ファイル名		
身障手帳台帳ファイル		
3. 個人番号の利用		
法令上の根拠	番号法 第9条第1項 別表の20の項	
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]	
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 (情報提供) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号）第2条表中 第14、18、20、25、37、42、48、49、53、75、76、77、80、81、91、92、108、113、124、125、141、144、155、161及び163の項 (情報照会) 実施しない	
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	福祉部障がい福祉課	
②所属長の役職名	福祉部障がい福祉課長	
6. 他の評価実施機関		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	福祉部障がい福祉課 茨城県龍ケ崎市3710番地 0297-64-1111	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	福祉部障がい福祉課 茨城県龍ケ崎市3710番地 0297-64-1111	

9. 規則第9条第2項の適用		[]適用した
適用した理由		

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年11月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年11月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の次の留意事項等を遵守している。住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと。・申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ本市住民情報基幹システムよりマイナンバーを取得している。この際、閲覧できる職員を最小限にし、アクセス制限を行っている。	

9. 監査

実施の有無

[○] 自己点検

[○] 内部監査

[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[十分に行っている]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている

2) 十分に行っている

3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策

[7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策]

＜選択肢＞

1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策

2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策

3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策

4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策

5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)

6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策

7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策

8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策

9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[十分である]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている

2) 十分である

3) 課題が残されている

判断の根拠

龍ヶ崎市側のシステムにおいては、情報提供ネットワークシステムで情報提供を行うことができる職員、参照範囲が必要最小限となるよう、アクセス制限を実施している。

また、端末については、入室制限のある部屋に設置された端末でのみ作業が可能であり、物理的に使用を制限している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年6月20日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報照会の根拠) : 情報照会を行わない (別表第二における情報提供の根拠) : 第三欄(情報提供者)が「都道府県知事」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「障害者関係情報」が含まれる項(10、14、16、20、27、28、31、53、54、55、56-2、57、79、85-2、106、108、116) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠): 第9、11、12、14、20、21、22、27、28、29、30、31、42、43-4、53、55、59-2条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一 第11項	事後	見直しにより、記載の誤りが発見されたため
令和5年6月20日	I 関連情報 4. 情報連携ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事後	見直しにより、記載の誤りが発見されたため
令和5年6月20日	I 関連情報 4. 情報連携ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	—	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報照会の根拠) : 情報照会を行わない (別表第二における情報提供の根拠) : 第三欄(情報提供者)が「都道府県知事」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「障害者関係情報」が含まれる項(10、14、16、16-2、20、27、28、31、54、55、56-2、57、79、85-2、106、108、116) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠): 第9、11、12、12-2、14、20、21、22、28、29、30、31、42、43-4、53、55、59-2-2条	事後	見直しにより、記載の誤りが発見されたため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年6月20日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	接続しない	事後	見直しにより、記載の誤りが発見されたため
令和6年11月20日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第1項 別表第一 第11項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。） 第9条第1項 別表の20の項	事後	法改正に伴う根拠法令、条項の整理
令和6年11月20日	I 関連情報 4. 情報連携ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二（別表第二における情報照会の根拠） ：情報照会を行わない （別表第二における情報提供の根拠） ：第三欄（情報提供者）が「都道府県知事」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「障害者関係情報」が含まれる項（10、14、16、16-2、20、27、28、31、54、55、56-2、57、79、85-2、106、108、116） 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（情報提供の根拠）：第9、11、12、12-2、14、20、21、22、28、29、30、31、42、43-4、53、55、59-2-2条	番号法第19条第8号（情報提供） 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号）第2条表中 第14、18、20、25、37、42、48、49、53、75、76、77、80、81、91、92、108、113、124、125、141、144、155、161及び163の項 （情報照会） 実施しない	事後	法改正に伴う根拠法令、条項の整理